

大井鹿島町会会則

第一章 総 則

【目 的】

第1条 本会は、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等有効な地域社会の維持及び形勢に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。本会は、上記の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (一) 会員相互の連絡事務に関すること
- (二) 地域の生活環境の改善及び向上に関すること
- (三) 会員相互の親睦、研修会及び文化教養の向上に関すること
- (四) 会員の福利厚生に関すること
- (五) 集会施設の管理運営に関すること
- (六) その他目的を達成するために必要なこと

【名 称】

第2条 本会は大井鹿島町会と称する。

【区 域】

第3条 本会の区域は品川区大井6丁目全域と大井7丁目4番19号～21号と27番及び29～30番とする。

【事務所】

第4条 本会の事務所は品川区大井6丁目18番40号に置く。

第二章 会 員

【会 員】

第5条 本会の会員は第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

【準会員】

第6条 第3条に定める区域に住所を有する法人及び事業所は準会員とする。

【会 費】

第7条 本会の会員及び準会員は所定の会費を納入しなければならない。

【入 会】

第 8 条

- (一) 第3条で定める区域内に住所を有する個人、法人及びその他の事業所で本会に入会しようとする者は役員に届け出るものとする。
- (二) 本会に入会申込みのあった場合には、正当な理由なくしてこれを拒んではならない。

【退 会】

第 9 条 会員が次の号に該当する場合には退会したものとする。

- (一) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合。
- (二) 本人より大会の届け出があった場合。
- (三) 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けた場合はその資格を喪失する。

第三章 役 員

【役員の種類】

第10条 本会に次の役員を置く。

- (一) 会長 1名
- (二) 副会長 若干名
- (三) 会計 2名
- (四) 理事 若干名
- (五) 監事 2名
- (六) 顧問 若干名

【役員を選任】

第11条 役員を選任は次による。

- (一) 会長は総会において会員の中から選任する。
- (二) 副会長は理事の中から会長が委嘱する。
- (三) 会計は理事の中から会長が委嘱する。
- (四) 組長は各組内会員の互選とする。
- (五) 監事及び理事は組長の選挙とする。
- (六) 顧問は会長が推挙し、役員会で委嘱する。

【役員の職務】

第12条 役員職務は次のとおりとする。

- (一) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (二) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代行する。
- (三) 会計は本会の出納事務を処理し会計事務に関する事項を担当する。
- (四) 理事は各部を担当し、部活動の責任者となる。
- (五) 組長は組内への連絡、会費の徴収等を掌る。
- (六) 監事は本会の会計及び、資産の状況を監査する。
- (七) 顧問は本会の諮問に応じる。

【役員任期】

第13条

- (一) 役員任期は2年とする。ただし再任はこれを拒まない。
- (二) 補欠により選任された役員任期は前任者の在任期間とする。
- (三) 役員は辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第四章 会 議

【総会の種別】

第14条 総会は通常総会及び臨時総会の二種とする。

【総会の構成】

第15条 総会は会員(世帯主)によって構成する。

【総会の機能】

第16条 総会は次の事項を議決する。

- (一) 事業計画及び収支予算に関する事。
- (二) 事業報告及び収支決算に関する事。
- (三) 会則の制定改廃に関する事。
- (四) その他、会の重要事項に関する事。

【総会の開催】

第17条

- (一) 通常総会は、毎年度決算終了後二ヶ月以内に開催する。
- (二) 臨時総会は、次の各号に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会員の5分の1以上の請求があったとき。

【総会の招集】

第18条

- (一) 総会は会長が招集する。
- (二) 会長は前条第二項第2号の規定による請求があったときは、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- (三) 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及び、その内容並びに日時及び場所を示して、開催の5日前までに通知しなければならない。

【総会の議長】

第19条 総会の議長はその総会において、出席した会員(世帯主)の中から選出する。

【総会の定足数】

第20条

- (一) 総会は、会員(世帯主)の4分の1以上の出席をもって成立する。
- (二) 他の会員(世帯主)を代理人として表決を委任した会員(世帯主)は出席したものとみなす。

【役員会】

第21条 役員会は、会長、副会長及び理事をもって構成する。

【役員会の機能】

第22条 役員会は、この規約で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (一) 総会に付議すべき事項。
- (二) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- (三) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

【役員会の招集】

第23条

- (一) 役員会は会長が必要と認めるとき招集する。
- (二) 役員会の議長は会長がこれにあたる。

第5章 部会

【部会の種類】

第24条 本会は第1条の目的を達成するため次の部会を置く。

- (一) 総務部
- (二) 事業部
- (三) 防犯部
- (四) 保健衛生部
- (五) 婦人部
- (六) 青少年部
- (七) 防災部

【部会の職務】

第25条 部会の職務は次のとおりとする。

- (一) 総務部は庶務及び各部に属しない事項を担当する。
- (二) 事業部は各種事業の実施に関する事項を担当する。
- (三) 防犯部は防犯、防火、交通安全運動、街路灯及び夜警に関する事項を担当する。
- (四) 保健衛生部は防疫、清掃及び会員の保健に関する事項を担当する。
- (五) 婦人部は生活文化の研究、実践に関する事項を担当する。
- (六) 青少年部は青少年の智徳の涵養並びに体育の向上に関する事項を担当する。
- (七) 防災部は防災対策の普及、防災訓練(有事の際の対策)に関する事項を担当する。

第六章 資産及び会計

【資産の構成】

第26条 本会の資産は次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (一) 別に定める財産目録記載の資産
- (二) 会費
- (三) 活動に伴う収入
- (四) その他の収入

【資産の管理】

第27条 本会の資産は会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

【資産の処分】

第28条 本会の資産で、第26条第1項に掲げるもののうち、別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において3分の2以上の議決を要する。

【資産の支弁】

第29条 本会の経費は、資産(会費)をもって支弁する。

【会計年度】

第30条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

【規約の変更】

第31条 この規約は総会において、出席者の3分の2以上の議決を得なければ変更することはできない。

第7章 雑 則

【委 任】

第32条 この規約の施行に関し、必要な事項は、(例えば慶弔金に関する事など)は、総会の議決を経て役員会が別に定める。

付 則 この規約は平成5年3月9日から執行する。